



図 3.8-1 日本の制度における保安維持のための「3つの柱」

[電気工作物の技術基準適合義務]

電気事業法の下、保安規制の要として電気設備に関する技術基準を定める省令が規定されている。図 3.8-2の通り、技術基準(省令)には公共の安全確保、電気の安定供給の観点から、電気工作物の設計、工事および維持に関して遵守すべき基準が示されており、法的拘束力がある。また、技術基準(省令)には性能規程が示され、具体的な数値等の規程は電力設備の技術基準の解釈で規定されている。なお、行政処分の対象となる適合義務が課されているのは技術基準(省令)に対してであり、適合基準を示しているのが技術基準の解釈である。しかし、技術基準の解釈によらない場合でも、技術基準(省令)の内容に対し、保安水準が確保できる技術的根拠があれば、設置者の判断により電気工作物を設置できることとなっている。法体系の概念図を図 3.8-3に示す。